

福生市教育委員会会議録

平成21年第2回定例会

- 1 開催年月日 平成21年2月20日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時52分
- 4 場 所 第2棟4階 第2委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 長谷川 貞 夫
委員長職務代理者 平野 裕 子
委 員 加藤 美 子
委 員 渡辺 浩 行
教 育 長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 宮 田 満
参 事 川 越 孝 洋
庶 務 課 長 中 村 守 一
学 校 給 食 課 長 土 井 眞 治
社 会 教 育 課 長 戸 室 幸 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 野 方 孝 一
市 民 会 館 兼 公 民 館 長 伊 東 静 一
図 書 館 長 森 田 秀 敏
主 幹 栗 林 昭 彦
指 導 主 事 大 谷 憲 司
指 導 主 事 並 木 茂 男
- 8 傍聴人 1名

(裏面に続く)

9 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第3号 福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第4号 福生市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第5号 福生市教育委員会表彰規程（案）の制定について

日程第6 議案第6号 福生市学校不適応児童・生徒教育支援室事業実施要綱の一部改正について

日程第7 議案第7号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第8 議案第8号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第9 議案第9号 平成20年度一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

日程第10 議案第10号 平成21年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

日程第11 議案第11号 臨時代理による決定の承認を求めることについて

日程第12 協議事項 2 平成21年度福生市教育委員会の基本的な考え方（案）について

日程第13 協議事項 3 福生市教育推進プラン（平成21年度～23年度）（案）について

日程第14 協議事項 4 福生市熊川地域体育館及び福生地域体育館指定管理者との基本協定書（案）及び年度協定書（案）について

日程第15 その他報告事項

追加日程第1 議案第12号 東京都公立学校教職員（学校管理職を除く。）の人事異動の内申について

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただいまから平成 21 年第 2 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず日程についてお諮りいたします。

本日は追加議案がございまして、これにつきましては個人情報を伴う案件のため、福生市教育委員会会議規則第 8 条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第 15、その他報告事項の後に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって追加議案、議案第 12 号は公開しない会議とし、日程第 15、その他報告事項の後に審議することといたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 それでは、私から報告をさせていただきます。

まず 1 点といたしましては、2 月 18 日に福生市公立学校教育研究会、教育研究発表会がございました。福生市固有の教育研究会として平成 17 年に立ち上げをいたしましてから、その目指す方向の一つであります目標としては小・中連携を掲げているわけでありますけれども、少しずつですがその方向に進みつつあると、このような状況になったところでございます。

この発表会については、お寒い中、委員の皆様方には御出席をいただいたところでございまして、委員長からも教育委員会を代表しての御挨拶をいただきました。大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。

当日は四つの部門からの研究発表がされ、その後講演をいただき、発表に対する講評などもいただきました。当日講評いただきました鳴門教育大学の佐古教授からも御指摘があったところでありますが、そもそも誰のための研究であったかという点で、子どもの育成といったことに主眼が置かれていたことについては、研究の方向性を失わずに活動してきたことの評価をいただいたところであります。その上で更にもう一歩研究を生かして授業を進めた結果、どのような子ども達の変容が見られたかについて、

発表の中に盛り込まれていなかった点は、若干反省すべきところではないかと、御指摘をいただいたところでございます。

いわゆる教育研究が、単に、とりあえず研究を終わらせようという、あるいは終わったことへの担当者に対する慰労や賞賛といった、自己満足的な研究に終わりがちなところがあるわけではありますが、この点についての反省点の指摘であると、私どもとしては受け止めてまいりたいと考えております。今後の教育研究活動に、このような御指摘については生かしてまいりたいと考えているところでございます。当日の様子などにつきましてお気付きの点がございましたら、後程、御指摘をいただきたいと存じます。

次に学校関係で1点御報告申し上げますが、風邪によります学級閉鎖の状況でございます。市内の小・中学校におけます風邪による学級閉鎖の状況については、1月は2校で7学級、2月は3校で3学級の学級閉鎖があったとの報告を受けているところでございます。目下のところは学年、あるいは学校全体といったような状況までの広がりはないようでございますが、時期的には進学等を控える子ども達もいるところでございまして、児童・生徒の健康管理につきまして、学校での指導に努めさせてまいりたいと考えております。

続きまして会議等の状況についてでございますが、平成21年第1回市議会定例会が、会期3月3日から3月30日の予定で開かれることになっております。この市議会定例会の議案は、新年度の予算がまず大きな議案としてあるところでございます。その他、国の経済対策等を踏まえた、景気対策等の補正予算等も出されておきまして、それらへの対応等々も踏まえました補正予算等も予定がされるところでございます。

なお、3月3日の市議会初日におきましては、平成21年最初の市議会でございますが、委員長からは教育委員会の基本的な考え方について、本会議場におきまして御発言をいただくことになっているところでございます。その節はまた、委員長にはよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから会議のもう一つは、2月19日に東京都市教育長会定例会が開かれております。特に議案として御報告する案件はございませんでした。

その他といたしまして1点御報告申し上げますが、青梅市を除きます西多摩地域の小学校の連合行事につきましてでございます。本件につきましては平成17年に、西多摩地域の小学校校長会が解散をされております。それまでは青梅市を除きます西多摩地域の小学校校長会におきまして、音楽会と図工展、あるいは教科研究とあわせて書写展といった行事が

行われていたわけでありませけれども、これが小学校校長会の解散と同時に、音楽会と図工展だけを連合行事として引き続き続けていくことで取り組んでまいりました。しかし、平成 19 年 4 月に羽村市が脱退しまして、平成 21 年 4 月からはあきる野市も、この連合行事からは抜きたいといった動きとなりまして、それぞれ教育長並びに各地区の学校長等々が集まりまして協議をした結果、一旦、この連合行事については解散をしようかと、そしてそれぞれ今後の対応については、自治体ごとに独自に検討を進めいくことに相なりまして、平成 20 年度をもって連合行事は終了となりましたので、御報告を申し上げるところでございます。従いまして、この組織についても解散をしたことになるわけでございます。

以上、私のほうから御報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 先程の福生市公立学校教育研究会、教育研究発表会ですが出席させていただきました。どのような授業をしたら子ども達にとってわかりやすい授業になるかを、1年間かけて努めていらしたことがよくわかりました。

また、一番心に残ったのは鳴門教育大学の佐古教授の講評なのですけれども、外部の先生に専門的な立場で講評をいただくことは、現場の先生方にはとても刺激になり、これからの研究活動の目標にもなったのではないかと思います。すばらしい先生を遠くから呼んでいただきまして、たいへん良い研究発表会だったと思いました。

加藤委員 学級閉鎖の件で、風邪とありましたがインフルエンザも含まれているんですね。他におたふく風邪も流行していると聞いておりますので伺いました。

主幹 インフルエンザも含まれております。また、耳下腺炎、いわゆるおたふく風邪ですけれども、確かに第一小学校の1・2年生で患者が複数出たのですが、校医さんの判断で学級閉鎖はしておりません。

委員長 他に質疑はございませんか。

私から一つ質問します。福生市公立学校教育研究会、教育研究発表会なのですが、昨年のサマーキャンプの時もそうなのですが、パフォーマンスはいらないのできちんとした研究発表会をやるべきだと思います。先程の佐古教授の講評にもあるように、何のためにやっているのかということがきちんと人に伝わる発表方式が必要なのではないのでしょうか。楽しい発表会もよろしいのですが、きちんとした教育者としての発表を指導室で御指

導をいただきたいと教育委員一同思っていますのでよろしく願います。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第3号、福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 それでは議案第3号、福生市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、内容説明を申し上げます。

まず提案理由でございますが、福生市教育センター条例の一部を改正したことに伴いまして、学校不適應児童・生徒教育支援室の名称の変更を行ったこととあわせまして、本規則の一部を改正する必要があるためでございます。

続きまして改正の内容でございますが、まず目次中に「学校不適應児童・生徒教育支援室」とございますのを、「学校適應支援室」に改めるものでございます。また、第9条第1項中「金曜日」ということで開室日を定めてございますが、「土曜日」に改めるところでございます。そして第4章の章名を次のように、「学校適應支援室」と改めるものでございます。更に第11条中の見出し中「不適應教育支援室」を「適應支援室」を改めまして、同条第1項中「学校不適應児童・生徒教育支援室」を、「学校適應支援室」に改め、同項第1号及び同条第2項中「不適應教育支援室」を「適應支援室」に改めるものでございます。そして第12条から第14条までの規定中、「不適應教育支援室」を「適應支援室」に改めるものでございます。

なお、この附則といたしまして、平成21年4月1日から施行することにいたしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 第9条はなぜ土曜日にするのか、説明してください。

参 事 失礼いたしました。開設日を土曜日まで延長することについては、「福生市子ども館」が4月1日にオープンする運びになっていますが、1階部分に家庭支援センターが入り、開所日が土曜日までになっていまして、そちらに来た方々が学校関係で相談したい時に閉まっているというのはおかしいということで、家庭支援センターにあわせる形で土曜まで開所していきたいと考えたところでございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

開所日を広げてくださったということですね。人的な配置は大丈夫ですか。

参事 人的な配置については、計上されています予算の中での対応になりますので、勤務のローテーションをしていく必要があるかと考えております。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第4号、福生市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。学校給食課長より、内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、福生市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。平成21年4月から学校給食法が改正され、「第6条2項」を受けていたものが、改正に伴いまして「第11条2項」に変更になり、処務規定の準用している条項を変えるということがございます。いわゆる保護者の負担を規定している、6条の2項が規定しているわけなのですけれども、それが11条の2項に変更になるということがございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

第5条第2号中「第6条第2項」と書いてあるところを、「第11条第2項」とするということですね。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第5号、福生市教育委員会表彰規程(案)の制定についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第5号、福生市教育委員会表彰規程(案)の制定について、その提案理由並びに内容について説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会表彰制度導入について、表

彰することができる基準を定める必要がありますので、本議案を提出する
ものでございます。

それでは内容について説明をさせていただきます。まず第1条に趣旨規
定を設け、教育、学術、技術、体育または文化の振興に特に功績が顕著な
方を表彰する旨を規定いたしております。

第2条は表彰の対象及び基準を規定させていただきました。別表第1の
とおり、表彰区分といたしまして、児童及び生徒、学校教職員、個人及び
団体の表彰とさせていただき、表彰区分ごとに表彰基準を定めさせてい
たいただきました。

第3条では、表彰者の決定は、教育委員会において決定をする旨の規定
とさせていただき、第4条に表彰の方法、第5条は表彰の時期については
毎年3月に行う旨を規定し、第6条に候補者の把握並びに推薦について規
定をさせていただいております。第7条に、第1号から第5号の欠格事項
に該当する者に対して表彰できない旨の規定をしております。第8条から
第11条までは表彰審査会に関する規定となっております。

なお、附則といたしまして、施行期日は平成21年4月1日といたそう
とするものでございます。説明は以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

表彰の時期ですけれども、3月に表彰するためには、例えば1月末で締
め切り、教育委員会表彰審査会、教育委員会定例会という順で2、3カ月
はかかりますね。そのことを考えると3月にこだわる必要はあるのかとい
うことを思いまして、例えば東京都教育の日が11月第1週となっていま
すがどうでしょうか。特に教育長は様々な市の行事関係がございますので、
3月に表彰するとしたら、どのような形、場所でということも考えていか
なければいけないのかと思ったもので尋ねました。

教 育 長 改めて表彰式という形を設けることになるとは思いますが。どちらの自治
体でもそういう形で行っているようで、当市もそれが参考になっています。
表彰の時期ですけれども、第5条に但し書きが設けてありますので、その
但し書きの活用で変更も十分可能と思います。

委 員 長 では、3月で始めてみて、その後よりよい時期を探っていく考え方もあ
るわけですね。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決す
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第6、議案第6号、福生市学校不適合児童・生徒教育支援室事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。参事より、内容説明をお願いいたします。

参事 それでは議案第6号、福生市学校不適合児童・生徒教育支援室事業実施要綱の一部改正について、提案理由並びに内容説明をさせていただきます。

先程、福生市教育センター条例施行規則の一部を改正しまして、「学校不適合児童・生徒教育支援室」の名称の変更をお願いし、決定いただいたところでございますが、本要綱も併せまして一部を改正する必要がございますので、御提案をさせていただくものでございます。

まず題名中「学校不適合児童・生徒教育支援室」を「学校適応支援室」に改めるものでございます。続きまして第1条中「学校不適合児童・生徒教育支援室」を「学校適応支援室」に改め、第2条中「学校不適合教育支援室」を「適応支援室」に改め、そしてまた第3条第1項中「不適合教育支援室」を「適応支援室」に、「学校不適合児童・生徒教育支援室」を「学校適応支援室」に改め、同条第2項中「学校不適合児童・生徒教育支援室」を「学校適応支援室」に改めるものでございます。また、第4条中及び第5条中「学校不適合児童・生徒教育支援室」を「学校適応支援室」に改めるというものでございます。

附則といたしまして、まず附則1に、この要綱の施行でございますが、平成21年4月1日からいたすものでございます。

更に附則2にございますように、この要綱による改正前の「福生市学校不適合児童・生徒教育支援室授業実施要綱」の規定によりされた承認の手続き、その他の行為については、この要綱による改正後の「福生市学校不適合児童・生徒教育支援室事業実施要綱」の相当する規定によりされた承認の手続きその他の行為とみなすことといたしたいと存じます。

それから附則3でございますが、旧要綱の規定により置かれた「学校不適合児童・生徒教育支援室運営委員会」については、新要綱第5条の規定により置く「学校適応支援室運営委員会」となるものでございまして、同一性をもって存在をしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

附則にある「同一性」という用語についてお聞きします。法制上よく使われるのでしょうか。また、「性格が一緒」以外の法制上の意味があるのでしょうか。

教 育 長 珍しい使い方かもしれませんが、特段の意味はありません。

通常は「何々とみなす」という程度で終わりなのですが、こういう表現の仕方は珍しいですね。

委 員 長 はい、わかりました。用語について問題ないか、事務局で確認をしておいてください。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決することといたします。

ここで審議についてお諮りいたします。日程第7、議案第7号から日程第10、議案第10号までは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められたもので関連がございますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。

それでは、日程第7、議案第7号から日程第10、議案第10号までを一括して、次長及び庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 それでは議案第7号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について説明申し上げます。

提案理由ですが、資料の16ページのとおり、平成21年2月13日付、福総総発第142号によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。次の17ページから20ページまでが市長が提出する条例案の上程議案及び改正案の写しでございます。

それでは内容について説明をさせていただきます。18ページをお開きください。今回の条例の改正でございますが、別表第1の改正でございます。

今回の改正では、教育に関する部分のほか、市長部局の改正も含まれていますが、そのうち教育に関する部分について説明をいたします。

嘱託職員の削除及び追加の改正でございまして、19 ページから 20 ページにかけてですが、市民会館用務嘱託員兼公民館用務嘱託員ですが、平成 21 年 4 月より指定管理者制度導入となりますことから、削除するものでございます。また、学校事務職員が 21 年 3 月 31 日をもって再任用期間が満了することから、引き続き雇用することになりますことから、再雇用職員の中に学校事務嘱託員を加え、報酬額を時間額 1,550 円と定めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を平成 21 年 4 月 1 日にいたそうとするものでございます。

続きまして、議案第 8 号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について説明申し上げます。なお、提案理由等については先程と同様でございますので、省略をさせていただきます。22 ページをお開きいただきたいと思います。

学校給食法の改正に伴いまして、条ずれが生じたことによります改正でございます。なお、第 2 条第 1 号中の学校給食費に関する条項について、今回第 11 条の第 2 項に改正をされましたことに基づきまして、改正をするものでございます。

続きまして議案第 9 号、平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分についての意見聴取について、提案理由並びに内容について説明を申し上げます。別冊で資料がありますのでよろしくお願いたします。

まず次第書の 25 ページをお開きいただきたいと思います。こちらの提案理由ですが、前 2 議案と同じですので説明を省略させていただきます。

それでは補正の内容でございまして、議案第 9 号資料の 1 ページを御覧いただきたいと思います。最初に一般会計全体での予算額でございまして、歳入・歳出それぞれ 1 億 2,502 万 8,000 円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 218 億 6,212 万 8,000 円といたそうとするものでございます。

続きまして、この補正予算のうち教育に関する部分でございまして、今回の補正予算については、年度末を迎え、歳入・歳出ともに事業費の精査等による、額が確定したことに伴うものが多くなっております。6 ページをお開きください。

歳入ですが、第 13 款使用料及び手数料のうち、第 4 目教育使用料では

200万円の減額で、右側説明欄1の体育館使用料で、中央体育館のトレーニング器具の入れ替え等によりますトレーニング室の使用中止の期間がありましたことによります減額でございます。

次に第14款国庫支出金のうち、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金で6,001万円の増額で、右側第1目総務管理費補助金の説明欄3の、地域活性化・生活対策臨時交付金5,485万5,000円のうち、小・中学校地上デジタル放送移行対策事業に係る交付金といたしまして、3,756万1,000円が含まれております。

7ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金で、第5目教育費国庫補助金が797万9,000円の減額でして、右側、小・中学校費補助金の説明欄3、第一中学校防音機能復旧（復機）事業費の減額に伴うものでございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第2目教育費寄附金20万円の増額ですが、徳行者からの育英資金運営費の寄附金でございます。

次に歳出でございますが、教育費全体の歳出補正額は3,546万8,000円の増額でございます。各項別では8ページの第1項教育総務費では、学校施設等整備基金積立金を75万1,000円の増額。

9ページの第2項小学校費では第4目学校整備費で、右側説明欄2の地上デジタル放送移行対策事業費は、小学校3校分の委託料及び工事請負費等で2,984万2,000円の増額でございます。

10ページ第3項中学校費では、第4目学校整備費で、右側説明欄1、第一中学校防音機能復旧（復機）事業費の管理委託料及び工事請負費が、入札差金により158万1,000円の減額。説明欄2、第一中学校屋上防水改好事業費の設計委託料及び工事請負費628万9,000円の減額、説明欄3、第二中学校便所改好事業費の設計委託料220万8,000円の減額は、どちらも入札差金によります減額でございます。説明欄4の地上デジタル放送移行対策事業は、中学校2校分の設計委託料及び工事請負費等で2,499万6,000円の増額でございます。

11ページ、第5項社会教育費では、第3目市民会館費で501万4,000円の減額。右側説明欄1の職員人件費で、職員1名分の欠員によるものでございます。

12ページ、第6項保健体育費、第4目体育館費は502万9,000円の減額で、右側説明欄1の職員人件費で、こちらも同様に職員1名の欠員によるものでございます。

3 ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正は、小学校及び中学校の地上デジタル放送の移行を実施する内容でございますが、国が生活対策において、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備を進めるため、地域活性化生活対策臨時交付金の財源を充てて、繰越明許費とさせていただくものでございます。平成21年度当初予算での計上を予定しておりましたが、その他の補助対象事業の入札差金等に伴いまして、現時点では平成20年度の地域活性化生活対策臨時交付金の有効活用を図るため、また平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、前倒して実施させていただくものでございます。先ほどの小・中学校の地上デジタル放送移行対策事業を繰越明許費として、小学校費2,984万2,000円、中学校費2,499万6,000円を計上いたしております。

繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、その性質上予算成立後の事由により、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費を言い、会計年度独立の原則に対する例外的制度でございます。当該地上デジタル放送の移行が年度内に終了する見込みがないための措置でもございます。

また、次の第3表、債務負担行為補正は、12月補正で設定しました昼食業務委託の契約を締結いたしましたことから、その契約額にあわせ債務負担行為をいたそうとするものでございます。

次 長 続きまして議案第10号、平成21年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、その提案理由並びにその内容を説明いたします。提案理由については議案第9号と同様でございますので、省略をさせていただきます。

議案第10号資料を御覧いただきたいと思います。まず資料4ページをお願いいたします。一般会計の予算規模でございますが、歳入・歳出ともに203億5,400万円で、前年度と比較いたしますと1億6,100万円、0.8%の増となっております。市民一人当たりの額は33万4,445円でございます。なお、国民健康保険特別会計等の特別会計、受託水道事業会計等を含めると、322億2,846万2,000円でございます。前年度と比較いたしますと1億6,100万円、0.1%の増、市民一人当たりの額は52万9,560円となっております。

歳出全体でございますが、まず大規模事業といたしましては拝島駅自由通路整備事業、牛浜駅自由通路整備事業、福生野球場整備事業、市営競技

場整備事業、福生病院組合建設費負担金等がございます。9億500万円ほどでございます。また、新規事業、レベルアップ事業のうち、特に優先度の高い事業といたしまして予算措置を行った「五つの元気事業」がございます。そのうち教育委員会関係は「教育が元気」でございますが、「ふっさっ子の広場」事業、いじめ防止教育の推進、児童・生徒による音楽のまちづくり推進、教育委員会表彰の実施等の事業が予算措置されております。

この「五つの元気事業」でございますが、本日御配付の附属資料を御覧いただきたいと思っております。中身は「子育てが元気」から始まりますが、この中の5ページに「教育が元気」がございます。以上「五つの元気事業」から構成されておりますけれども、この事業については市長のマニフェストともいべきものでございまして、これを市政に実現すべく、平成20年9月に庁内にワーキングチームを発足いたしまして、本年1月までの間、各推進項目についての具体策、実施年度の検討を重ねてきたものでございます。その結果をまとめまして平成21年度事業を着実に推進するため、予算に反映した計画が「福生市五つの元気推進事業」でございます。

次にこの「五つの元気事業」以外での新規レベルアップ事業でございますが、これについては先程の議案第10号資料になるわけでございますけれども、まず教育委員会の外部評価、次に通級指導学級設置事業、第二小学校便所改良事業、生涯学習推進計画策定支援委託、市民会館小ホール舞台改良事業等が、事業効果、緊急性、費用対効果を勘案いたしまして予算措置されております。

次に資料の5ページをお願いいたします。一般会計中の教育費について説明するものでございますが、初めに教育費全体について申し上げますと、予算額は26億8,734万4,000円でございます。一般会計全体に占める割合は13.2%、前年度に比べますと2億4,067万6,000円の増、率にいたしまして9.8%の増でございます。

この第10款教育費のうち、第1項教育総務費でございますが、3億985万9,000円でございます。前年度比577万9,000円、率にいたしまして1.9%の増となっております。第2項小学校費は4億5,299万6,000円でございます。前年度比7,607万6,000円、率で20.18%の増となっております。第3項中学校費は2億4,436万4,000円で、前年度比1億3,190万8,000円、率で48.69%の増となっております。第4項学校給食費は3億2,494万7,000円、前年度比2,915万9,000円、9.85%の増でございます。第5項社会教育費は8億518万9,000円、前年度比7,765万4,000円、

10. 67%の増でございます。第6項保健体育費が5億4,998万9,000円、前年度比2億8,391万6,000円、106.70%の増でございます。

それでは教育費の歳出予算の内容でございますが、資料18ページ以降、41ページまでをまとめて説明させていただきます。

主要建設事業といたしまして、第二小学校便所改良事業が6,422万1,000円、第三小学校通級指導学級設置事業費が2,409万2,000円、小学校施設整備費が1,400万円、中学校施設整備費が1,126万1,000円、第一第二給食センターボイラー改良工事が2,101万6,000円、市民会館小ホール舞台改良工事が7,414万8,000円、福生野球場整備事業費が1億6,347万4,000円、市営競技場整備事業費が1億2,649万4,000円等が予算計上されております。

主要事業といたしましては、まず新規施策では、教育委員会評価に関する外部評価者の活用事業といたしまして8万円、児童・生徒による音楽のまちづくり事業といたしまして616万3,000円、生涯学習推進計画策定事業といたしまして264万5,000円、市の登録文化財登録史跡「伝地頭井戸」を含む土地の整備事業といたしまして280万円、市史普及版福生歴史物語英文翻訳版刊行委託事業といたしまして312万円、中央体育館非常用放送設備取替工事として252万円、熊川地域体育館、福生地域体育館指定管理委託事業といたしまして6,976万2,000円、市民会館指定管理委託事業といたしまして8,176万5,000円、市民会館指定管理者負担金事業といたしまして550万円、市民会館、公民館、さくら会館、立体駐車場利用状況調査といたしまして350万円、図書館防犯カメラ等の設置事業といたしまして39万7,000円、図書館資料、図書館寄贈資料目録作成事業といたしまして103万4,000円、これらの施策が予算計上されております。

続きましてレベルアップ施策でございますが、小学校通級指導学級設置事業といたしまして2,409万2,000円、小学校校庭防球ネット改良事業が85万6,000円、中学校教育用パソコン等整備事業が100万8,000円、第一、第二給食センター便所改良事業が260万円、第一、第二給食センターボイラー改良工事事業が2,101万6,000円、学校給食従事者健康診断事業が79万2,000円、「ふっさっ子の広場」事業が5,670万8,000円、福生野球場整備事業費が1億6,347万4,000円、市営競技場整備事業費が1億2,649万4,000円、自動体外除細動器AED設置事業が、屋外体育施設に設置するものでございますが、43万9,000円、市民会館小ホール改良事業が7,414万8,000円、公民館事業用パソコン等更新事業料が18万円、

わかぎり会館屋上防水改良工事事業が 560 万円、これらの施策が予算計上されております。

以上まとめて説明申し上げましたが、これらについて御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員 地上デジタル放送対応の工事ですが、平成 21 年度は小学校 3 校、中学校 2 校ということですが、残りの学校の工事予定を教えてください。

庶務課長 今回繰越明許という形で補正をさせていただきますして、工事は平成 21 年度に小学校 3 校、中学校 2 校で、残りの学校については平成 22 年度に工事をする予定でおります。

委員 長 説明は平成 23 年度に完成予定だったのだけれども、それを前倒しで始めているから平成 22 年度という説明と考えていいのですね。

平野委員 地上デジタル放送対応の工事を、地域活性化生活対策臨時交付金で賄うお話だったと思うのですけれども、これは来年度も交付されるのですか。

庶務課長 今、国会で 2 次補正をやっておりますが、多分単年度で、その後については交付金についての予定はございません。

委員 長 他に質疑はございませんか。

では私から質問します。寄附金ですけれども、今回 20 万円の御寄付が篤志家からあったと伺いました。「ふるさと納税」という制度がありますが、寄附金になりますけれども、こういった形の寄附金には上がってこないのですか。

庶務課長 徳行者については育英資金の為にお願いをするということですが、ただいていますが、「ふるさと納税」についても、こういう形の寄附金と同じような扱いになります。

委員 長 学校施設等整備費の基金の積み立てがございしますが、現在この基金はどのようなになっているのかということを概要で結構ですので教えてください。

教育 長 それでは概要を申し上げます。毎年積み立てをしておりますのは、基金の利息となっています。そして、学校施設整備に関しまして、財源的に不足がある場合には、その基金を取り崩して充当することになっております。例えば、議案第 10 号資料、平成 21 年度福生市一般会計予算及び同説明書の 25 ページを御覧いただきますが、左側の表のところに「本年度の財源内訳」とありまして、「特定財源」の欄に「その他 5,000 万円」という数字が入っております。この「その他」が基金から出ているかどうかは明ら

かでないのですが、いずれにしてもそういう形で、財源としてはどこから出てきましたということ明記することとなっております。これが基金の使い方でございます。

委員 長 それから議案第9号、資料9の10ページですけれども、説明の4がないのはなぜですか。

庶務課長 そちらは補正をしていないという意味です。

委員 長 同じく資料9の7ページで国の補助金が減額になったということですが、これの理由について教えてください。

庶務課長 歳入の減額でございますが、工事請負費、契約金額と補助金額については金額がイコールになりますので、歳出が減額になりますと、国からの歳入も減額になります。あくまでも実際にかかった経費のみが補助対象になります。

委員 長 教育費については大分増額をいただいたようで、教育長以下、事務局には感謝しなければいけないと思います。

平野委員 今回の委員長のお話に関連してなのですけれども、100年に一度の大不況と言われて、他の自治体では大分予算減をされているはずですが、福生市では教育費を10%近く増額予算を立てていただきまして、教育委員としてうれしいことだと思います。その財源ですが、先程教育長のお話にもあった部分かと思うのですけれども、税収も全体的には減になっていた気がしますが、そのあたりを教えてください。

次 長 今回の予算案でございますが、市といたしまして長期的視点に立ち、歳入の確保、歳出の削減に努めているところでございます。まず予算の編成は歳入に見合った予算編成ということになります。その中で行政改革大綱及び推進計画に基づきまして、歳出では指定管理者制度の導入や職員数、また事務事業の見直しを図る中で、経常経費の一層の削減を行いつつ編成しました。その中で教育費は、必要な事業を認めていただきまして9.8%の増となったということでございます。御理解いただきたいと思っております。

委員 長 平成になってからの予算で、教育費総額は最高でしょうか。

教育 長 必ずしも喜ばれる状況ではないかもしれませんが、つまり国民体育大会の準備に向かつての施設整備も入っておりますので、いわゆるソフトの部分がとても増えたかという、必ずしもそうではないのです。

委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第7号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対

する意見聴取について、議案第 8 号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、議案第 9 号、平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分についての意見聴取について、議案第 10 号、平成 21 年度一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 7 号から議案第 10 号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第 11、議案第 11 号、臨時代理による決定の承認を求めることについてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第 11 号、臨時代理による決定の承認を求めることについての内容について説明いたします。

福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、平成 21 年 4 月 1 日付の教育委員会事務局及び学校その他の教育機関（都費負担教職員を除く）の課長補佐以下職員の任免その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいことから承認を求めるものでございます。

なお、説明は以上でございますが、御審議を賜りまして御承認いただきますようお願い申し上げます。

教育長 補足をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成 19 年 6 月に改正をされております。その中では教育委員会の独自性が一つ新たに規定され、その中に当然教育委員会の評価といったような問題が出てきたわけですが、併せて教育長の権限の縮小がされております。その結果、教育長に対する委任条項がかなり厳しく限定をされたことになりまして、平成 20 年 4 月 1 日からその規定が施行されているわけでありまして、当然、私どもの事務委任規則につきましてもそのように改正をさせていただいて、教育長に対する権限の縮小が行われているところであります。

そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では事務局職員についての任免に当たっては、基本として教育委員会の権限で行い、その同意をもって行うと、なっておりますので、教育長が勝手にこれによしというわけにはいかないことになりました。管理職については、一つひとつ

この教育委員会の場に市長からの同意案件として、従来からも提案を申し上げておりましたが、課長補佐以下の職員についても同様に申し上げていかなければいけないこととなります。としますと、その都度臨時の教育委員会にお諮りをしなければならぬ事態が発生しまして、人事異動が相当難しい局面になります。そういう意味から課長補佐以下の職員の人事異動に関しましては、教育長に臨時代理をさせていただきまして、市長部局との調整等々をさせていただきたいといった内容でございます。

結果については、もちろん御報告申し上げるわけでありませうけれども、臨時代理についてお願いを申し上げるということでございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

本来的な形と、急ぎやらなければいけない形もあるということですが、ただ、この同意についても、私達教育委員は教育長を極めて信頼してはいますが、必ずしもそういう時ばかりではないと思いますので、この同意は未来永劫に続くものではなく、また見直しすることはあり得るということを、認識しておかなければいけないことを注意申し上げて、今の御説明をお聞きしたいということによろしいですか。

教 育 長 はい、それではよろしくお願いいたします。

委員 長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。議案第 11 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第 12、協議事項 2、平成 21 年度福生市教育委員会の基本的な考え方(案)についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長 協議事項 2、平成 21 年度福生市教育委員会の基本的な考え方(案)についての提案理由、並びに内容について説明いたします。

本件は協議事項でございまして、毎年 3 月に開催されます第 1 回福生市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針に続いて、教育委員長から登壇にて御発言いただくものでございます。当該案を事務局で作成いたしましたので、その内容について御協議をいただきたく提案をするものでございます。まず、全体の構成を申し上げますと、32 ページで初めに国の動向を述べ、そして平成 21 年度の教育目標及び基本方針を策定したことへ続

きます。次に 33 ページに教育目標の紹介と、目標を実現するための四つの基本方針の紹介をいたしております。続きまして 33 ページ下段から、平成 21 年度の主な教育施策の紹介をいたします。34 ページの中段より下の部分ですが、教育基本法、社会教育法の改正によります学校、家庭、地域の連携・協力の推進。35 ページの下段の部分に、平成 25 年に東京都において開催されます第 68 回国民体育大会、成年女子ソフトボール競技の開催地として取り組んでいくと加筆しております。また、36 ページから教育推進プランの紹介をし、結びに教育行政に責任を持って取り組むことへの決意を込める言葉で締めくくるという構成内容でございます。

以上でございますが、御協議をいただきまして御決定いただけるようお願いをいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私が発言することになるかと思っておりますので、「てにをは」についてはこのとおりに読めないこともあるので、それはお許しいただきたいと思いますが、内容についてはよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

それでは、御意見がないようですのでお諮りいたします。協議事項 2 は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって協議事項 2 は、原案のとおり決することといたします。

日程第 13、協議事項 3、福生市教育推進プラン(平成 21 年度～23 年度)(案)についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 協議事項 3、福生市教育推進プラン(平成 21 年度～23 年度)(案)について、提案理由並びに内容説明を申し上げます。何回かの御協議を経て、このたび最終案として取りまとめをいたしましたので、本日御協議の後、御決定いただきますよう提案するものでございます。

福生市教育推進プラン(平成 21 年度～23 年度)(案)は昨年度と同様に、学校教育編に社会教育編を含めた 2 部構成に編成をし、施策の取組の指針とすべく、教育委員会の所管する事務事業を一冊で網羅したプランとして作成をいたしました。

表紙を一枚おめくりいただき、次の目次のページを御覧いただきたいと存じます。初めに「基本的な考え方」を置き、次に学校教育編、社会教育

編と続き、最後に附属資料を置くという全体の構成となっております。また、学校教育編及び社会教育編の内容は、共通して1「施策の体系」、2「内容と方向性」、3「推進事業（計画）一覧表」の順により構成をしております。

それでは内容について簡単に説明をさせていただきます。1ページをお開きください。「基本的な考え方」の項ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を行うことから、目標を達成する基準となりますことから、「可能な限り数値化できる指標を示す」と加筆しております。

続きまして、学校教育編及び社会教育編の内容について、主に変更点を中心に説明いたします。まず3ページからの学校教育編でございますが、5ページ、6ページをお開きください。

「施策の体系」でございますが、学校教育編では従来どおり四つの視点ごとに大分類、中分類、そして小分類といったツリー状に、施策と推進事業を系統立てして網羅しています。この体系図での変更点は、5ページの視点Ⅱ「確かな学力の定着」の小分類に、「新学習指導要領実施に向けた計画及び実施」を追加いたしました。また、6ページの視点Ⅲ「新しい時代に対応した学校作りの推進」の小分類に、「児童・生徒による音楽のまちづくり事業」。視点Ⅳの「学校教育環境の整備」の中分類に、「教育振興基本計画の策定及び点検・評価の活用」を追加させていただいております。

次に7ページからの「内容と方向性」の項でございますが、ここでは四つの視点ごとにそれぞれ、1「現状と課題」、2「目標」、3「推進事業の内容」、4「施策の成果を測る指標」で構成をいたしております。先程も申し上げた点検・評価の関係することで、4の「施策の成果を測る指標」を新たに追加をしているところでございます。

この中で3「推進事業の内容」の項については、従前からの事業に新規あるいはレベルアップされた事業を加える形で構成をしております。これは21ページ以降の推進事業計画の一覧表と連動しているものでございます。なお、こちらを一部御紹介いたしますと、まず学校給食については地場産物を使用した食育の推進ですとか、新学習指導要領実施に向けた取組、点検・評価に外部評価者の活用等の事業を盛り込み、また所要の文言整理を行っております。4「施策の成果を測る指標」ですが、次年度の点検・評価を行うに当たり、目標を達成するための基準とすることから追加をい

たしたところでございます。

次が3項目目の推進事業計画の一覧でございます、22ページから38ページまでで施策の体系順に登載をしてございます。

続きまして社会教育編でございますが、41ページ以降でございます。まず41ページ、42ページをお開きください。「施策の体系」でございますが、社会教育編につきましても従来どおり六つの視点ごとに学校教育編同様に、施策と推進事業を系統立てて網羅しています。この体系図の変更点は、41ページの視点Ⅰ「多様な学習課題に応える社会教育の振興」、視点Ⅱ「学校教育と社会教育の連携・融合の促進」、42ページ視点Ⅳの「芸術文化活動の推進と文化遺産の保存・活用」、視点Ⅴ「生涯スポーツの推進と市民の健康増進の支援」の中分類、及び小分類の項目の整理・統合、並びに文言の修正をさせていただいております。

43ページから「内容と方向性」の項でございます。六つの視点ごとにそれぞれ現状と課題、目標、推進事業の内容、施策の成果を測る指標、の構成をいたしております。

54ページから74ページまでが「推進事業（計画）一覧表」でございます、学校教育編同様、施策の体系順に登載をしてございます。

新規事業としましては、熊川、福生地域体育館及び市民会館の指定管理者制度の開始などがございます。

75ページ以降が附属資料として、福生市教育委員会の教育目標、基本方針に登載しております。

なお、委員の皆様から寄せられました御意見についても反映し、所用の文言整理を行っております。以上で内容の説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

15ページの学校教育編の「メモ」欄については、今回初めて出したのでしょうか。

庶務課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 参事、出典については書かなくてもいいのですか。55ページの社会教育編にある「ESD」については「文科省ホームページより」と断っている、15ページの「メモ」欄の「LD」、「ADHD」にしても2行でまとめるのは相当厳しいので、出典が書いてあった方がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

参事 はい、そう思います。

委員長 何度も協議して、気が付かなくて申し訳なかったですけども、教育長、

ここの所をお任せしますので、一部修正があるということを前提にお認め
いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、お諮りいたします。協議事項3は、原案の一部修正
をもちまして決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって協議事項3は原案の一部修正をもちまし
て決定することといたします。

次に、日程第14、協議事項4、福生市熊川地域体育館及び福生地域体育
館指定管理者との基本協定書(案)及び年度協定書(案)についてを議題
といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは、福生市熊川地域体育館及び福生地域体育館指定管理者との基
本協定書(案)及び年度協定書(案)について説明を申し上げます。本
事項は、福生市手続条例第7条第2項第3号の規定する指定期間を、平
成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間といたしまして、
基本協定書及び年度協定書を締結する必要があるとございますので、御協議を
お願いするものでございます。

前回の協議会でも御協議いただきまして、文言の修正をさせていただき
ましたけれども、第1章から第10章まで、若干文字の修正をしております
けれども、そのままの形で、これを契約書として協定を結んでいきたい
と考えています。

それから、年度協定書の表紙に年度を入れる必要はないのかという御質
問をいただきましたが、これについて法制総務等と協議をいたしまして、こ
の契約書そのものには通常年度は入らないので、このままでいいだろうと
いうことで、他の協定書についてもすべてそのような形になってございま
すので、年度を入れない年度協定書として対応していきたいと考えており
ます。

御協議していただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げ
ます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようですので、お諮りいたします。協議事項4は原案のとおり決す
ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって協議事項4は、原案のとおり決定するこ

といたします。

次に日程第 15、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項 1、市内小・中学校の携帯電話の持ち込み及び指導状況について、主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹 それでは、その他報告資料 1、市内小・中学校の携帯電話の持ち込み及び指導状況について、報告をさせていただきます。66 ページを御覧くださいませ。児童・生徒の携帯電話の校内の持ち込みについては、課題となっているところでもございまして、この度本市の状況について各校に聞き取りを行ったものがこちらでございます。

まず 1 番でございますが、校内への持ち込みのルールの有無でございますけれども、持ち込みのルールがないと答えている小学校 1 校でございますが、この学校についても現実的には携帯電話を持ってこないということ为前提での指導をしてございますので、実際のところ小学校 7 校、中学校 3 校で持ち込みについてのルールや指導があるというのは現実でございます。

2 番の、持ち込みに関するルールを認める規定の有無でございますが、小学校 2 校、中学校 1 校でそのような規定があるとしてございますけれども、現実的にこれに対する対応ということはほとんどないとのことでございました。

3 番の、持ち込んでいた場合どのように対応しているかでございますが、そちらにございますような回答でございます。「その他」に回答した 2 校については、状況によって対応しているということでございました。合計数が 6 で、学校数と合いませんが、他の 4 校は持ち込んでいたケースがないということでございます。

4 番の所持率の調査でございますが、小学校 7 校については 4 月に校長会が調査をいたしまして、小学校 4 年生、5 年生、6 年生を対象に行いました。3 割の生徒が所持をしているということでございました。中学校は第二中学校が昨年の 6 月に調査を行いまして、全校のうち 67%の生徒が所持をしていたということでございます。

参考までに業者が行いました生活実態基本調査の回答を載せましたが、比較をいたしますと、本市の所持率は比較的高いかということがわかります。

最後に、持込みについての保護者、地域からの意見はございましたかというものについては、小学校 3 校で保護者や地域の方から御意見があった

ということでございます。内容としましては、保護者からは「持たせたい」という御意見が幾つかあり、地域の方からは「持たせないルールを徹底すべきだ」という御意見も1件あったということでございます。

今後このような学校の実態を踏まえまして、各学校には適切な情報モラル教育、生活指導の実施を行うように教育委員会から指示をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

平野 委員 一番下に「親子をつなぐツールであり、持ち込みを認めてほしい」とありますけれども、これは特別の事情があるケースなのでしょうか。

指導 主事 この御意見については、具体的なケースについてお尋ねしたものではなく、このような意見があったということなので、後程詳しく聞き取りをしたいと思えます。

委員 長 携帯電話を学校に持ち込ませない方針が、一般的に強い傾向にありそうですね。福生市独自で、持ち込みについて決めなければいけない時が早晚来るだろうということも予測されますね。

指導 主事 そのことも考え、ここで現状を把握する必要があるかと思ひまして調査をいたしたところでございます。

加藤 委員 この調査をした時期は去年の4月、6月で、国で持たせないほうがいいという意見を出したのはそれ以降なので、改めて調べる必要があるのではないかと思います。

委員 長 これについては、報告をいただいたことで留めて、今後協議をしていきたいと思うのですが、教育長、いかがですか。

教育 長 先程の、現在学校で持ち込みについてどのように指導しているかという部分、つまり資料の1番、2番については、つい先日調べたもので、これが現に学校で行われていることであります。携帯の保有状況については平成20年4月及び6月に、たまたま学校、あるいは校長会で行っていたことであります。

教育委員会としてどう取り扱うかについては、以前から文部科学省と同じ方向で、学校に対する指導をいたしておりまして、「持ってきてよろしいです。」といったことは申しておりませんし、学校に対する指導もしておりまして、この指導方向でいいと考えています。

平野 委員 先程加藤委員がおっしゃったように、去年の東京都の方針は、子ども達に携帯電話を持たせないようにしよう、持たせないほうがいいということだったと思います。先日も第一小学校の道徳教育の後で、携帯電話につい

て、子ども達が持つ時の注意についての講演があったと思うのですが、福生市として、持つ場合を含めて指導していくのか、やはり東京都の方針を受けて、なるべく持たせないようにしようということを強調してやっていくのか、今後の協議の中に入れていただきたいと思います。

委員 長　　そうですね、教育行政の立場と教育委員会の立場がありますので、教育委員会としてどう考えていくかについては、今の時間で簡単に済ませるような問題ではなかろうと思います。例えば、携帯電話の中にはGPS機能もある機種もあり、子ども達の所在地を知り、危険から守る為に持たせるという議論もあるわけですから、簡単に決められませんので、今日は現状を教えていただいたという範囲でよろしいですか。

教 育 長　　はい、改めて御協議をいただきたいと思います。

委 員 長　　他に質疑はございませんか。

ないようですので、その他報告事項1の説明を終わります。

次に、その他報告事項2、福生市中学校昼食運営委託業者の決定について、学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長　　それでは福生市中学校昼食運営委託業者の決定についての報告をさせていただきます。昨年の10月の第1回協議会で報告しました、中学校昼食運營業者の選定を、この書類の仕様書によって行いました。主に発想、企画等の提案内容の基に行ったということでございます。

結果としまして、プレゼンテーション及びヒアリングを1月26日に行いまして、11業者を指名しましたが、実質2業者が参加し、従来どおりのシダックスフード株式会社に決定したということでございます。これを行うことにより、年間450万円程の委託料の減額がなされたということでございます。

委 員 長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

加 藤 委 員　　この委託業者ですけれども、できましたら市内の業者を使っていたきたいと思います。

学校給食課長　　一つルールがございまして、昼食業務、いわゆる学生食堂、給食等に精通して、ある一定の規模の会社という形で今回はやらせていただいたということなのです。ですから当然市内の業者は、今回は対象にはならず11社には入っていなかったということです。それについては一つまた別の考え方を構築しないといけないかと思っております。以上です。

委 員 長　　教育長、これについては教育委員会が決定するわけではありませんが、教育委員会の教育委員からそういう意見が出たということは、関係機関に

伝えることはできるのでしょうか。

教 育 長 契約行為は市長の権限でございますので、お話の点については市長にお伝え申し上げるといふことにいたします。

委 員 長 他に質疑はございませんか。

平 野 委 員 委託費が450万円の減ということですがけれども、私も主婦ですから安くお買い物ができることはいいのですけれども、品質、サービスの低下があったりということは絶対あってはいけないと思うのですけれども、その450万円の減というものがどういうことになったのでしょうか。

学校給食課長 いわゆる業者の内部努力ということにはなるのでしょうかけれども、例えばパートの調理員さんの1日の勤務時間を30分カットしたといった、いろいろな積み上げでなったと思います。

委 員 長 競争入札の原理ですので、これだけのことをきちんとやってくれるということであるから、その減の要因はどこにという精査は余り関心持たなくてよいかと思います。

平 野 委 員 サービスとか品質とかのチェックを従来通り常にやっていただけるといふことですね。

委 員 長 他に質疑はございませんか。

ないようですのでその他報告事項2の説明を終わります。

次に、その他報告事項、その他ですが、ほかにその他報告はありませんか。

平 野 委 員 先日、この多摩地区特別支援教育研究会の「劇と音楽の会」というのを、午前中だけだったのですけれども初めて拝見させていただきました。西多摩のいろいろな学校から参加していたのですけれども、どの学校の子ども達も精一杯自分を表現していて、とてもいい内容だったと思いました。福生市からも第一中学校の8組の生徒達が頑張っていたと思いましたが、第一中学校だけが他校と比べて人数がとても少ないので疑問に思いました。

小学校においても、福生市には軽度の障害を持った子ども達が多くいらっしゃると思うのですけれども、もっと特別支援教室に対して、子ども達や保護者、社会、そして私達も理解を深めていき、子ども達にとってよい教育ができるのであればどんどん進めていってもいいのかなと思いました。また福生市の特別支援教育推進計画も立てて下さっていることでもありますので、先程の人数の少なさにどういう理由があるのか、もし理由があれば改善していかなければいけないという感想を持ちました。

委 員 長 感想ということで、よろしいでしょうか。

ほかにその他報告はありませんか。

お手元に福生市表彰委員会次第があるかと思いますが、福生市の表彰委員会の規定を改正いたしました。もともとは議員さんの皆さんから要望があったそうなのですが、福生市の表彰審査委員会の組織が変わりまして、今迄は議長、副議長、常任委員会の委員長、教育委員会委員長が出ていたわけですが、それを市長の諮問機関的なものとするために議員の皆さん、教育委員会委員長が抜けた組織になったということで、お手元に配っているとおりでございます。

それからもう一件配ってあると思います。福生市青少年健全育成事業計画の平成 21 年度計画案が決定されました。そこでの議論もありましたけれども、つまるところは常に問題になっているような、なかなか学校へ出て来ない家庭がどうやったら出てくるのだろうか、家庭と地域の教育力が大切だという意見がたくさん出たという報告です。

ほかにその他報告事項はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

これで、その他報告事項の説明を終わります。

ここで、先程日程についてお諮りいたしました、追加議案、議案第 12 号、東京都公立学校教職員（学校管理職を除く。）の人事異動の内申についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。

関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休憩